

適正化法の促進に向けての ポイント集の発行

国土交通省関東地方整備局企画部工事監視官

いしじま たけし
石島 威

1 はじめに

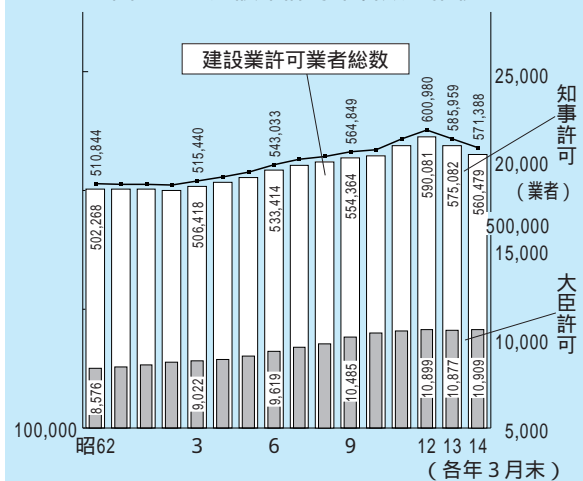
建設業法に基づく建設業許可業者数は平成14年3月末現在で571,388業者で、平成3年以降増加していた数値が平成12年度3月末の590,081社をピークに減少傾向が見られます。

年々の公共事業の削減、長期の経済不況等直接の影響が建設業界にじわりじわりと大小を問わず浸透しているものと思われます。

今後、施工業者間の過大な競争も予測されますが、建設業自体についても、平成13年12月16日に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（適正化法）が施行されて公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るために国、特殊法人、地方公共団体等を通じて公共工事の入札、契約の適正化、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為への排除の徹底、工事の適正な施行の確保等を目的として発注見通し等の情報の公表や不正行為等についての公正取引委員会への通知等をすべての発注者に対して義務付けるとともに受注者に対しても施工体制台帳の提出等を義務付けることにしています。

今回、「適正化法の施行2年目を迎えて」というポイント集の発行については現場レベルで技術

図 1 建設業許可業者数の推移



資料：国土交通省総合政策局建設業課
URL国土交通省建設業課資料

者および建設業に関わる方々に適正化法の主旨が分かりやすく、理解が広く周知されるようにポイントをまとめたものです（図 1）。

2 ポイント集作成の背景

平成14年9月17日付の専門紙に適正化法に対して業界としての理解度のアンケート結果が紹介されていました。

埼玉県建設業協会の自主調査でしたが国、都県、市町村工事等の受注実績業者より現場感覚での適正化法の理解度についてまとめたもので、会員となる企業237社を対象に平成14年3月から4

月にかけて調査回収し、回収率は約50%でした。

それによると「適正化法への対応が適切に運用されているかどうか」という質問に対して国、県、市町村工事受注者の割合で回答が整理されていましたが、全体としてそれぞれ各機関によって理解度、認識度に関差があることが分かりました。また発注者側の姿勢等についても対応の状況で違いのある結果となっています。

アンケート結果の一部を図 2～4 に紹介します。

調査データの確度等については調査手法、記入対象者の限定等若干の問題はありますが、一般論として建設業界が適正化法に対してどのように対応しているのかが大要として理解できるものにな

図 2 適正化法の理解度

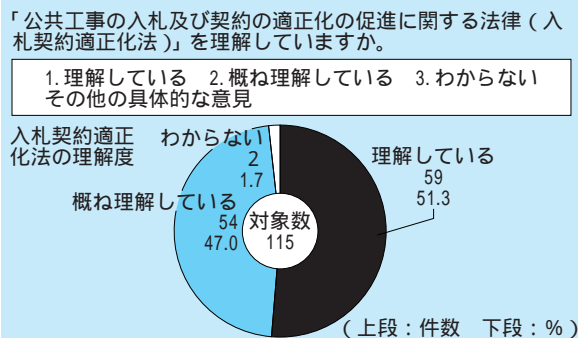


図 3 一括下請けの点検

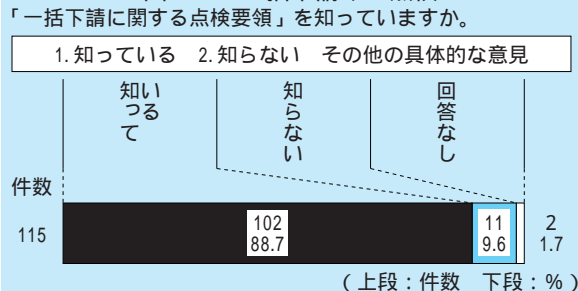
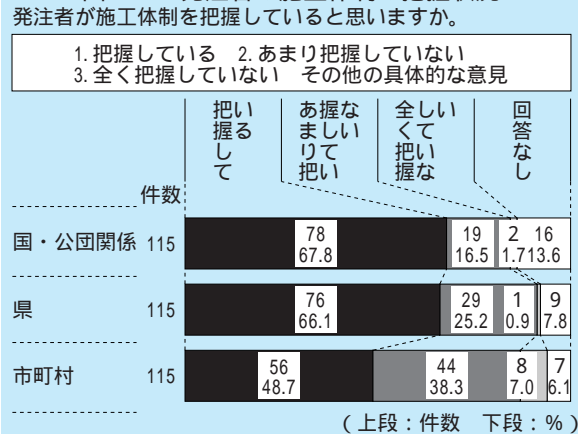


図 4 発注者の施工体制の把握状況



っています。

結果としては、まだまだ業界として理解度が不足しており、浸透を図る必要があると言えます。

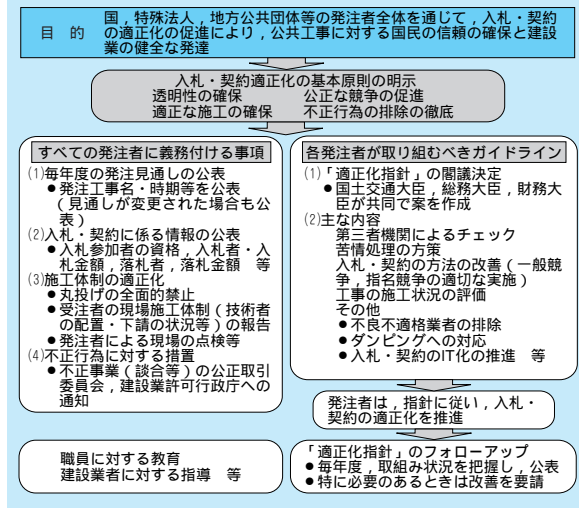
また、一方で直轄工事を現場で直接監督している主任監督員の方々からも現場レベルでの請負業者に対して適正化法の主旨を簡潔に指導できるものを要望され、今回のポイント集は以上のような背景から急ぎょ作成するに至ったものです。

3 適正化法の概要および関東地方整備局の適正化法への取り組み

(1) 適正化法の概要

図 5 に示すとおりです。

図 5 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の概要



(2) 関東地方整備局の適正化法への取り組み

① 毎年度の発注見通しの公表

発注工事名、工事場所、工事の期間、工事内容、参加資格等を公表。

② 入札、契約に係る情報の公表

工事等へ参加できる会社について有資格者名簿、入札者名、落札者名および落札金額等を公表。

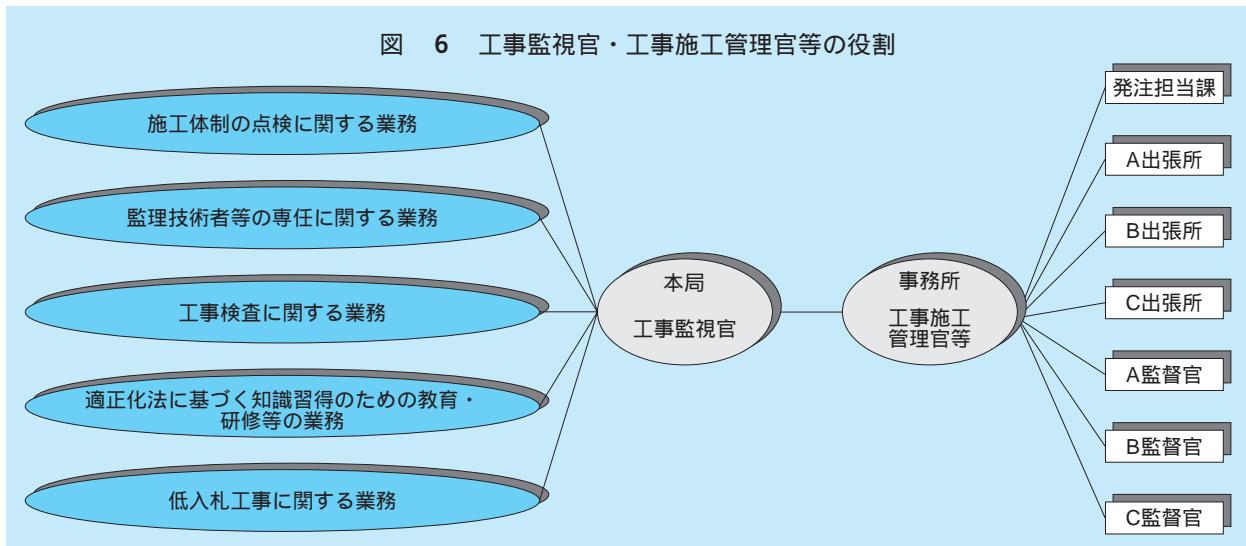
③ 現場の施工体制の適正化のための点検を実施

・適正化法について効率的、効果的に運用することを必要とし、統一的な点検を実施している。

・点検の結果、疑義のある工事については建設業許可部局に通知するなど必要な措置を講じている。

・適正化に関する各種の相談、質問に対応するた

図 6 工事監視官・工事施工管理官等の役割



め相談窓口を設置。

——以上についてはポイント集に掲載——

- ・直轄工事においては14年度4月より適正な施工体制の確保を目的に本局に工事監視官，各工事事務所に工事施工管理官を新設して施工体制の点検の充実を図っている。
- ・昨年1年間の現場での点検を踏まえて本省の点検要領を補完するものとして監督職員がわかりやすくかつ統一的な点検が可能になるマニュアルを作成して試行対象工事を決めて検証作業を実施している。
- ④ 管内の都，県，市町村との連携
 - ・関係都県および市町村に対し，適正化法の指導については，入札契約の再徹底通知を，平成14年5月14日に総務省，国土交通省の連盟で，関係市町村に適正化法の周知徹底を行うよう，都県知事に通達を出したところである。
 - ・発注者側の理解不足や問題意識について関東地方整備局と関東地方の1都8県3政令市で構成する「公共工事適正化推進委員会」を立ち上げ連携を図っている。

4

ポイント集の主な内容

ポイント集は，適正化法の主旨が現場で容易に理解されることを目的に作成しています。

特色として，関東地方整備局として適正化法はすべての発注者と受注者が守らなくてはならない

法律であって遵守されない場合は処分の対象にもなるということを加えて，現場の施工体制の適正化のための点検について説明しています。

構成として，

- ① 国土交通省では毎年発注見通しの公表を行っています。
- ② 入札，契約に係る情報を公表しています。
- ③ 現場の施工体制の適正化のための点検を実施しています。
- ④ 不正行為への対応を行っています。
- ⑤ 入札書投函後の辞退は認められません。
- ⑥ 低入札による価格調査を行います。
- ⑦ その他（相談窓口を設置している）

以上について説明がされています。

例えば

- ④ 工事の契約締結後に配置技術者の再確認を行います。適切な技術者が配置されていないことが判明した場合は，契約解除をすることがあります。
また，指名停止等の措置が講じられることもあります。

というような表現で構成されており，建設業法，適正化法，契約書等での対応で関東地方整備局が現在施策として実施していることを箇条書きで整理しています。



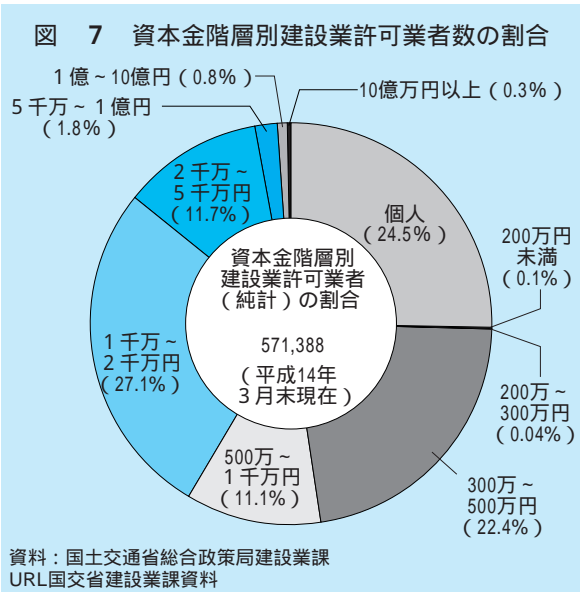
5 おわりに

全国には60万社に近い建設業を営む企業があります。このうち資本金が5,000万円以上という会社は全体の約2.9%で、大半が2,000万円未満の企業で85.5%を占めており、このうち個人経営も25.3%ある状況にあります(図7)。

適正化法はこれらすべての企業と公共工事を発注するすべての機関に対して建設業の健全な発達、適正な施工の確保を求めているものであって、おのこの自覚が必要です。

わが国は、以前からお互いが暗黙の了解の中で事柄を進めてきたというやり方がありましたが、今や世の中の多くが契約社会になり、建設業についても、これまでの風習とされていた方法で営むということはできなくなりましたので皆さんの理解が必要です。今回のポイント集についてもそれらの認識をさらに深めてもらえる資料になれば幸いです。

ポイント集は国土交通省の現場事務所、各出張所の窓口においてありますので社内の研修等に利用していただければと思います。



相談窓口の問い合わせ先 および本ポイント集への問い合わせ先

関東地方整備局では、入札契約適正化法および建設業法に関する相談窓口を設置しています。

・適正化法に関して

総務部契約課

電話 048 600 1925 FAX 048 600 1370

メールアドレス keiyakuka@ktr.mlit.go.jp

総務部経理調達課(港湾空港関係)

電話 045 211 7430 FAX 045 211 0205

メールアドレス keiri_c83ab@pa.ktr.mlit.go.jp

・建設業法に関して

建設部建設産業課

電話 048 601 3151 FAX 048 600 1921

メールアドレス kensetsusangyouka@ktr.mlit.go.jp

・本ポイント集に関する問い合わせ

企画部工事監視官

電話 048 600 1331 FAX 048 600 1374

技術調査課

電話 048 600 1332 FAX 048 600 1375

適正化法の施行2年目を迎えて 入札に参加する建設会社の皆さんへ

平成14年10月

関東地方整備局

国土交通省では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行(平成13年4月1日)を踏まえて、入札及び契約並びに工事現場の施工体制の適正化対策を一層強化しています。

この取り組みは、公共工事の品質の確保はもちろんのこと、技術と経営に優れた企業が評価され、不良・不適格な企業が排除されるよう、透明で競争性の高い市場環境の整備を目的としています。

また、入札・契約に関する情報の公表や現場での施工体制の点検等を行うことにより、公共事業に対する国民の信頼の確保と、建設業の健全な発達を促進することを目的としています。

本紙は適正化法の促進に向けての国土交通省関東地方整備局の取り組みを建設業界の皆さんに理解して頂くためのものです。内容をよくご覧になって、ご理解とご協力をお願いします。

適正化法の促進に係る国土交通省の対応

1. 国土交通省では毎年度の発注見通しの公表を行っています。

発注工事名、工事場所、工事の期間及び工事内容等を公表しています。

本局契約分については総務部契約課及び経理調達課(港湾空港関係)、事務所契約分については当該事務所において閲覧できます。

2. 入札・契約に係る情報を公表しています。

有資格者名簿、入札者名、落札者名及び落札金額等を公表しています。

本局契約分については総務部契約課又は経理調達課(港湾空港関係)、事務所契約分については当該事務所において閲覧できます。

*1及び2についてはインターネット入札情報サービス(PPI)及び(PAS)にて公表しています。

●入札情報サービス(PPI)
<http://www.ppi.go.jp>

●港湾空港関連入札契約情報(PAS)
<http://www.pas.yok.niml.go.jp>